

新潟市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

(平成24年度～平成26年度)

概要版

目次

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の性格・位置づけ 1
- 3. 計画期間 1
- 4. 高齢化の現状 2
- 5. 政策目標と重点課題 3
- 6. 施策の展開 4
- 7. 被保険者数・介護認定者数の見込み 10
- 8. 介護サービス量の見込み 11
- 9. 介護保険施設などの基盤整備 12
- 10. 介護保険事業の円滑な実施に向けて 13
- 11. 介護保険事業費と第1号被保険者の介護保険料 14



新 潟 市

1. 計画策定の趣旨

わが国においては高齢化が急速に進んでおり、平成24年度以降は「団塊の世代」が65歳以上となるなど、今後もさらに高齢化が進むうえ、高齢者の考え方や価値観も多様化していくことが見込まれます。

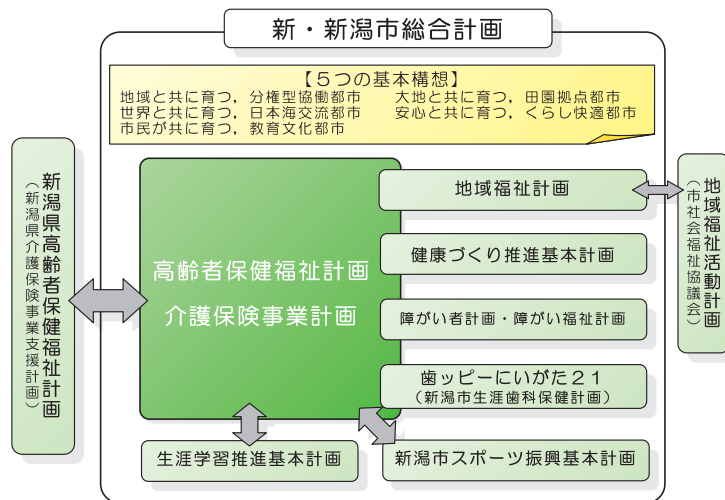
こうした中、本市の高齢者やそのご家族に「安心」をお届けすることができるよう、高齢者施策について総合的かつ計画的に取り組むため、「新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）」を策定しました。

本計画は、3年に1度見直しを行っています。今後は本計画に沿って、高齢者の健康づくりや生きがいつくり、介護サービス基盤の整備などを推進していきます。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な方針を示すものです。

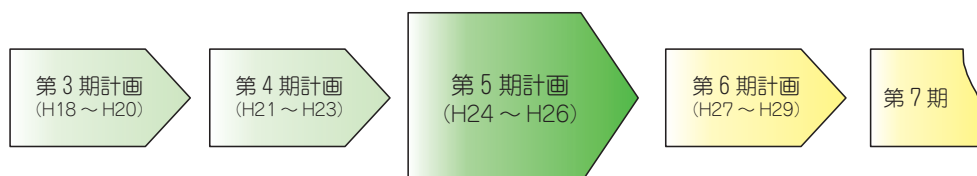
また、「新・新潟市総合計画」を上位計画とし、「新潟市健康づくり推進基本計画」や各区で策定される「地域福祉計画」などの諸計画と調和を図るとともに、新潟県が策定する「新潟県高齢者保健福祉計画」も踏まえながら策定しています。



3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間となっています。

また、本計画における第5期介護保険事業計画については、今後、高齢化のピークを迎えるまでに重点的に取り組むべき事項を計画に掲載し、段階的に充実・強化させていく取り組みを開始する期間とされています。

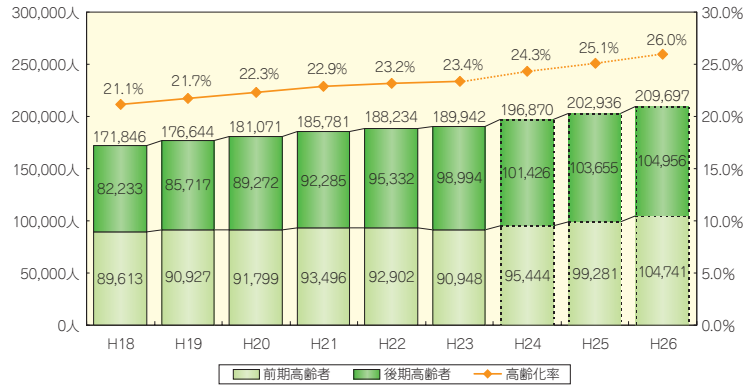


4. 高齢化の現状

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、平成23年10月1日現在で189,942人、高齢化率23.4%となっており、着実に高齢化が進行しています。

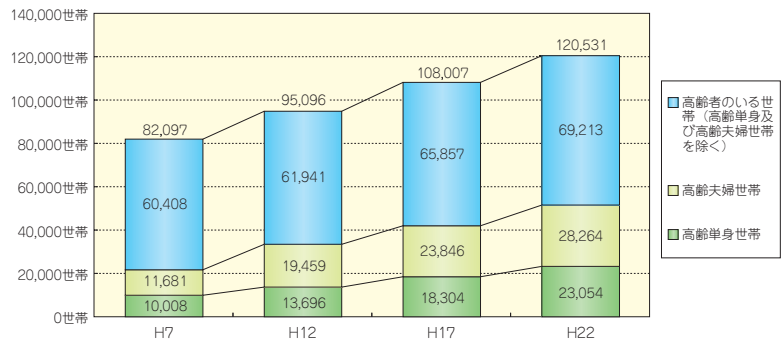
また、本市において独自に行った人口推計では、団塊の世代が高齢期を迎える平成24年以降はより高齢化が進み、平成26年においては高齢者人口で約21万人、高齢化率は26.0%に達する見込みです。



※各年10月1日現在。H18～H23は推計人口の実績値、H24以降は推計値。

(2) 高齢者世帯の推移

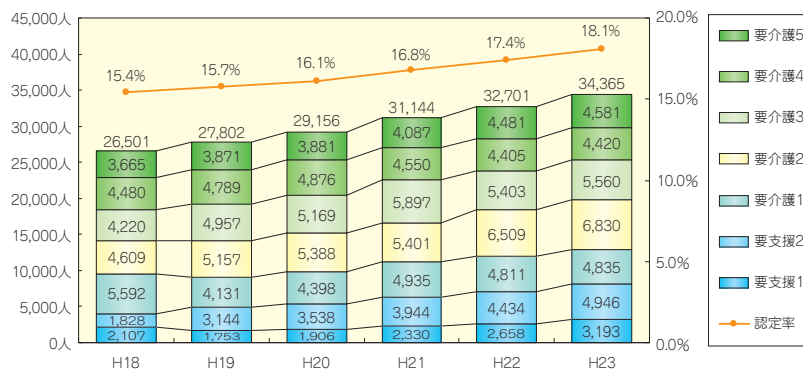
本市の高齢者のいる世帯は、平成22年の国勢調査で約12万世帯となっています。これは平成7年の調査と比較して、全体で約1.5倍、4万世帯近く増加しており、特に高齢夫婦世帯では約2.4倍、高齢単身世帯では約2.3倍と、大きな伸びを示しています。



※数値は国勢調査より。

(3) 介護認定者の推移

本市の介護認定者数は、介護保険制度施行以来、年々増加を続け、平成23年10月1日現在で34,365人、認定率は18%を超えています。



※各年10月1日現在。

5. 政策目標と重点課題

(1) 基本理念と基本目標

高齢者を取り巻く社会・経済情勢は厳しくなり、また、刻々と変化していますが、本市が総合計画で掲げる基本構想「安心と共に育つ、くらし快適都市」の実現を目指していくために、本計画においては以下の基本理念を中心に据え、今後3年間の高齢者福祉施策を進めていきます。

(基本理念) **安心して暮らせる長寿社会の実現**

高齢者が、住みなれた地域で健康で生きがいを持ち、いきいきとした生活ができるよう、疾病予防や介護予防を推進するとともに、介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、介護サービス基盤の整備・充実を図り、市民全体で支え合うまち「にいがた」を目指します。

また、この基本理念の達成に向けた具体的な施策の方向性について、次の3つの視点（基本目標）に分類し、実施方針などを定めます。

基本目標① 健康でいきいきとした生活の推進

基本目標② 地域で支える安心・安全な暮らしの推進

基本目標③ 安心して暮らせる環境整備の推進

(2) 重点課題

昨今の高齢者を取り巻く状況などを踏まえ、本計画においては以下のような課題に対し重点的に取り組んでいきます。

◆健康づくりと介護予防の充実・促進

高齢者が元気な状態から健康づくりや介護予防に取り組めるよう、環境・体制づくりに努めます。

◆認知症高齢者への支援

認知症の早期発見と適切な治療の提供のため、かかりつけ医やサポート医の養成を進めるほか、医療機関と地域包括支援センターなどの連携を深めます。また、グループホームなどの整備や、認知症の方を介護する介護職員の知識・技術の向上を図ります。

◆地域の高齢者支援のためのネットワークづくりの促進

一人暮らし世帯や認知症の方などが安心して地域で生活できるよう、見守り体制の充実や、地域の相談窓口である地域包括支援センターの機能を強化します。

◆特別養護老人ホームの基盤整備の拡充

在宅での介護が難しくなってきた場合であっても、継続して必要な介護サービスを受けることができるよう、広域型の特別養護老人ホームの整備を重点的に進めます。

◆保険給付の適正化の推進

保険給付費や保険料が増加・上昇を続けている現状を踏まえ、必要な方に必要な保険給付がなされるよう、保険給付の適正化に努めます。

6. 施策の展開

(1) 健康でいきいきとした生活の推進

①健康づくりと介護予防の推進

【健康づくりの推進】

- 市民の健康寿命の延伸のため、健康に関する正しい知識の普及、相談の受付、指導・助言などの取り組みを充実させます。
- 各種健診の受診率の向上を図り、がんなど重い疾病の早期発見・早期治療につなげます。
- 高齢者の生活習慣病の予防のため、各種健康診査の実施や生活習慣病のリスクに合わせた指導の推進を図ります。

《関連事業》

- 健康教育事業 ● 健康相談事業 ● 健康診査・がん検診 ● 特定保健指導 など

【介護予防の推進】

- 介護が必要になるおそれのある高齢者を、より早く、より多く把握し、介護予防事業参加者の増加を図ります。
- 運動器の機能向上や栄養改善などに役立つプログラムを複合的に実施し、予防効果を一層高めます。また、認知症や閉じこもりにより要支援・要介護状態になることを防ぐ取り組みを、新たに実施します。
- 高齢者がボランティア活動などを通じて地域貢献に取り組みつつ介護予防にもつながる事業を実施し、いきいきとした地域社会の実現に努めます。

《関連事業》

- 介護予防普及啓発事業 ● 運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上事業
- 認知症・閉じこもり予防事業（新規事業） ● 介護支援ボランティア事業（新規事業） など

②生きがいの推進

- 高齢者が生涯にわたり自己の見識や学習意欲を高めていくことができるよう、公民館などにおいて高齢者向け生涯学習メニューによる講座を開催します。
- 閉じこもり防止など高齢者の生活環境の改善を図れるよう、公民館や老人憩の家などにおいて、高齢者向けの趣味の教室や各種講座を開催します。
- 高齢者のスポーツ活動の活性化や健康づくりを支援します。

《関連事業》

- 生涯学習講座開催事業 ● ねんりんピックへの選手団の派遣 など

③高齢者の社会参加の促進

- 高齢者がその豊富な知識や経験を活かしながら、家庭や地域などで主体的に社会との関わりを持つことができるよう、必要な支援を行います。
- 高齢者の地域における気軽な社会参加や、居場所づくり、地域住民同士の連携・交流を図る世代間交流の促進に努めます。

《関連事業》

- 地域交流活動への助成
 - 福祉バスの運行
 - 生きがい対応型通所事業
 - 老人クラブへの助成
- など

④高齢者の就労の支援

- シルバー人材センターに対して助成を行い、高齢者のこれまでの知識や経験が生かせる就労機会の確保や、新たな職域の拡大、広報活動などを支援します。
- 公共職業安定所（ハローワーク）とも連携し、就労情報の提供などを行い、雇用の拡大に努めます。

《関連事業》

- シルバー人材センターへの助成

（２）地域で支える安心・安全な暮らしの推進

①地域包括ケアの推進

【地域包括ケアシステムの構築】

- できる限り住みなれた地域でその人らしい生活を継続することができるよう、地域包括支援センターの機能強化や相談窓口機能の充実、地域の医療・保健・福祉の専門機関とのネットワークの構築を進め、地域の高齢者の支援体制の一層の充実を図ります。
- 医療ニーズの高い方の地域での安心な生活を支援するため、「複合型サービス」など新たな介護サービスの整備を推進します。

【地域での見守りと相談体制の充実】

- 配食サービスや民生委員の日々の生活支援活動の中で高齢者の安否確認を行いながら、孤立しそうな高齢者の把握や見守りに努めます。
- 地域で暮らす高齢者に「地域の茶の間」や「ふれあいティールーム」への参加を促し、地域での社会的な孤立感の解消と自立した生活のための支援を行います。
- 様々な不安や問題を抱える高齢者が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターや地域保健福祉センターなどの相談窓口の充実や周知に努めます。

《関連事業》

- 高齢者等あんしん見守り活動事業 ● 地域での高齢者見守り事業
- 地域交流活動への助成（再掲） ● 生きがい対応型通所事業（再掲） など

【地域包括支援センターの取組方針と機能強化】

- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、包括的支援事業に専念する職員を配置します。また、地域包括支援センター職員による積極的な出張相談や介護予防対象者への訪問を行い、地域の高齢者の実態把握に努めます。
- 民生委員や自治会、地域コミュニティ協議会などの会合へ出席するとともに、警察署や社会福祉協議会などとも積極的に関係を築きながら、地域包括支援センターの役割の周知を進め、市民への浸透を図ります。

《関連事業》

- 地域包括支援センターの運営 ● 地域包括支援センターの機能強化

② 認知症高齢者の支援

【認知症高齢者やその家族への支援体制の充実】

- 地域の医師や歯科医師を対象に、認知症診療の知識や技術などが修得できる研修会を開催します。併せて、専門医療機関や地域包括支援センターなどとの連携を進める「認知症サポート医」を養成します。
- 認知症疾患医療センターを市内に設置し、認知症の診断・治療のほか、認知症に関する相談窓口を設けます。また、同センターと地域の医療機関、地域包括支援センターが連携しながら、地域単位で認知症高齢者をサポートします。
- 地域の医療・保健・福祉などの関係機関に専門的な助言を行う「認知症地域支援推進員」を配置します。
- 若年性認知症については、その理解の促進や早期診断、雇用・就労関係者のネットワーク構築を図りつつ、必要となる支援体制の構築を目指します。

《関連事業》

- かかりつけ医認知症対応力向上研修 ● 認知症サポート医の養成
- 認知症地域支援推進員の配置 ● 徘徊高齢者家族支援サービス事業 など

【介護サービス基盤の整備とサービス提供水準の向上】

- 認知症になっても、住みなれた地域で介護サービスを受けながら生活することができるよう、グループホームなどの整備を進めます。
- 認知症高齢者のケアには専門的な知識や技術が求められることから、介護職員などへの専門研修を実施し、サービス提供水準の向上・平準化を図ります。

《関連事業》

- グループホーム整備推進事業
- 認知症介護実践者等養成研修事業 など

【認知症の正しい知識の普及・啓発】

- 認知症の知識が市民にさらに広く浸透するよう、認知症サポーターの養成に取り組みます。また、キャラバン・メイトの活躍の場が広がるよう、フォローアップ研修の充実を図ります。
- 認知症高齢者やその家族への支援のため、見守りや話し相手となるボランティアの育成に取り組みます。

《関連事業》

- 認知症サポーターなどの養成
- 認知症ボランティアの育成（新規事業）

③高齢者虐待防止の推進

- 高齢者虐待をより身近な地域の問題としてとらえ、虐待予防や早期発見につなげることができるよう、虐待防止の啓発活動に努めます。
- 地域包括支援センターの職員を増強し、虐待の予防から発見、対応まで継続的に取り組むほか、相談体制を充実させ、市民などが気軽に相談できる環境を整えます。
- 虐待に関して専門知識を有する「高齢者虐待相談員」を配置し、地域包括支援センターなどの相談窓口機関を支援します。
- 「高齢者虐待防止連絡協議会」や「地域ケア会議」を開催し、高齢者虐待防止に向けたあり方や地域課題の検討、関係機関との意見交換や連携強化に努めます。

《関連事業》

- 高齢者虐待相談員の配置
- 高齢者虐待防止連絡協議会の開催
- 虐待防止関係職員に対する研修の実施
- 緊急一時保護施設の確保 など

④権利擁護の推進

- 市民後見人養成研修を実施し、市民後見人の育成に努めるとともに、市民後見人の活動や成年後見制度に関する相談、支援を行う体制づくりに取り組みます。
- 成年後見制度の活用が負担能力の低い方にも広がるよう、成年後見などの申立に要する費用や後見人などに対する報酬を助成する制度の実施・周知に努めます。

《関連事業》

- 市民後見推進事業（新規事業）
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見制度利用支援事業 など

(3) 安心して暮らせる環境整備の推進

①介護保険サービスの充実

- 今後も介護サービスの利用の増加は続くことが見込まれることから、必要となる基盤整備やサービスの質の確保に努めます。
- 医療ニーズの高い在宅高齢者のために、新たなサービスである「随時対応・定期巡回型訪問介護看護」や「複合型サービス」の拠点の確保に努めます。

《関連事業》

- 訪問介護、通所介護などの介護保険の各サービス

②特別養護老人ホームの整備の推進

- 100人定員の広域型の特別養護老人ホームを各区1箇所ずつ整備し、入所の必要性が高い方の利用促進を図ります。
- 人工透析など医療依存度の高い方が特別養護老人ホームを利用しやすくなるよう、必要となる環境整備に取り組みます。

《関連事業》

- 特別養護老人ホーム整備推進事業

③介護保険事業の円滑な実施

【介護サービスの質の確保と介護給付適正化の推進】

- 介護サービスの質の向上が図られるよう、適切な事業者指導を行うための体制整備や、介護技術の向上が図られる専門研修などの情報提供に努めます。
- 介護給付適正化に向けた人員体制の確保を図り、ケアプランチェックなどの実施につなげます。

《関連事業》

- ケアマネジメントの適正化 ● 介護報酬請求の適正化 ● 介護給付費通知の発送
- 介護相談員派遣事業

【費用負担に対する配慮】

- 保険料改定に合わせ、低所得者減免の対象者の範囲や減免割合の拡大など、より効果的に機能する基準への見直しを行います。

《関連事業》

- 介護保険料の独自軽減 ● 社会福祉法人等による利用者負担軽減

④介護人材の確保・育成及びその支援

- 多様化する介護・福祉ニーズに対応できる人材の育成のため、専門的な介護技術を習得できる機会を確保し、提供するサービスの質の向上を目指します。
- 職員のキャリアアップを目指し研修会を開催するなど、人材育成に積極的に取り組む法人への支援を行います。

《関連事業》

- 介護職員などを対象とした専門研修
- 介護職員等キャリアアップ支援事業

⑤在宅高齢者を支援する福祉サービスの推進

- 在宅高齢者を支援する市独自の福祉サービスについては今後も引き続き実施し、在宅高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に努めるとともに、支援が必要な在宅高齢者のサービス利用につながるよう、市民への周知にも積極的に取り組みます。

《関連事業》

- 配食サービス事業
 - 住宅リフォーム助成事業
 - あんしん連絡システム事業
 - 公衆浴場入浴券交付事業
 - 紙おむつ券支給事業
- など

⑥高齢者の多様な住まいの整備

- 身体機能の低下した高齢者に適した住宅へのリフォーム工事への助成を行うなど、良質な住環境の整備を支援します。
- 安否確認や生活相談などを行うシルバーハウジングなどの住宅運営などのほか、有料老人ホームへの指導などを通して、安心して利用いただける多様な住まいの提供に努めます。

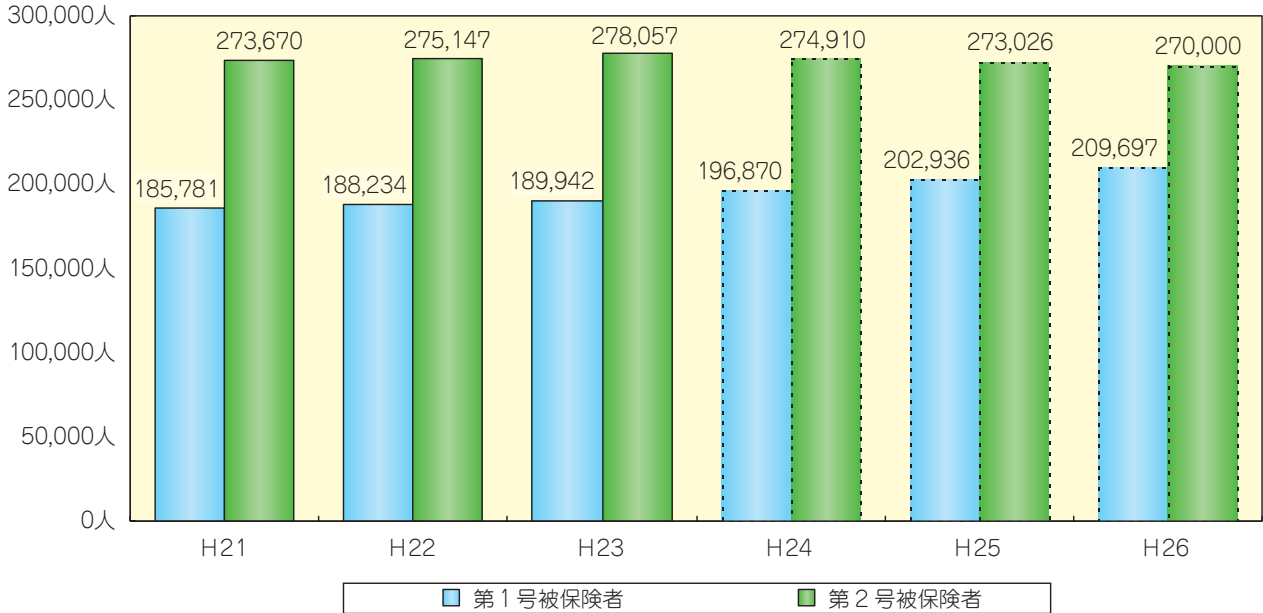
《関連事業》

- 住宅改修支援事業
 - 高齢者住宅等安心確保事業
 - 高齢者向け優良賃貸住宅事業
- など

7. 被保険者数・介護認定者数の見込み

(1) 被保険者数の見込み

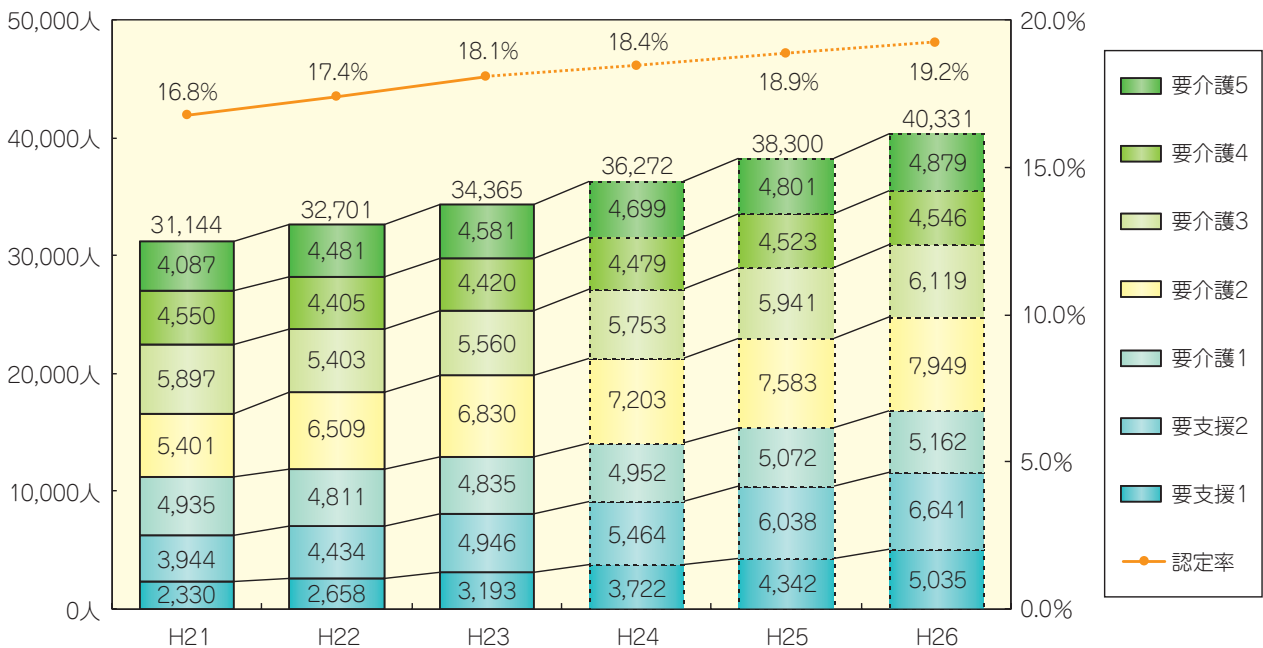
第1号被保険者については、団塊の世代が高齢期を迎えることにより、減少傾向にあった前期高齢者数が増加に転じ、平成26年には後期高齢者数とほぼ同数になる見通しです。また、第2号被保険者は今後緩やかに減少が続く見込みです。



※各年10月1日現在であり、H23までは実績値、H24以降は見込値。

(2) 介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、平成24年以降の要支援・要介護認定者数は年2,000人程度の増加が続き、特に要支援1・2の軽度者を中心に大幅に増加するものと見込まれます。



※各年10月1日現在であり、H23までは実績値、H24以降は見込値。

8. 介護サービス量の見込み

介護サービスの利用者数や利用回数などの見込量については、計画期間における年度ごとの介護認定者数を基本とし、特別養護老人ホームなどの施設整備による利用者の動向や、居宅サービスなどの直近の利用実績などを考慮し、推計を行いました。

一月あたりの介護サービス量の見込み（要介護1～5）

サービス区分		単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
居宅	訪問介護	回数	65,293	67,855	68,427	70,624	70,640	71,794
	訪問入浴介護	回数	2,494	2,427	2,371	2,386	2,265	2,234
	訪問看護	回数	7,989	8,198	7,702	7,683	7,505	7,593
	訪問リハビリテーション	回数	5,083	5,666	5,779	6,043	6,120	6,311
	居宅療養管理指導	人数	1,158	1,222	1,193	1,198	1,168	1,165
	通所介護	回数	71,992	76,419	78,662	81,193	82,734	85,140
	通所リハビリテーション	回数	14,101	14,285	13,997	14,077	13,946	13,929
	短期入所生活介護	日数	46,721	53,599	58,329	61,432	62,689	65,239
	短期入所療養介護	日数	2,167	2,075	1,911	1,904	1,807	1,786
	特定施設入居者生活介護	人数	376	439	487	487	487	487
	福祉用具貸与	人数	7,312	7,878	8,283	8,692	8,908	9,278
	特定福祉用具販売	人数	165	170	221	241	261	288
	住宅改修	人数	140	143	135	140	146	151
	居宅介護支援	人数	13,543	14,093	14,401	14,828	14,992	15,312
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数				0	25	40
	夜間対応型訪問介護	人数	6	3	3	3	3	3
	認知症対応型通所介護	回数	2,417	2,469	2,464	2,590	2,656	2,771
	小規模多機能型居宅介護	人数	421	546	753	899	983	1,067
	認知症対応型共同生活介護	人数	476	495	528	581	608	635
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	3	16	25	25	25	25
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	106	142	328	468	540	598
複合型サービス	人数				0	23	45	
施設	介護老人福祉施設	人数	3,192	3,202	3,202	3,382	3,872	4,172
	介護老人保健施設	人数	3,328	3,387	3,387	3,387	3,487	3,487
	介護療養型医療施設	人数	793	700	614	614	614	614

一月あたりの介護サービス量の見込み（要支援1・2）

サービス区分		単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
居宅	介護予防訪問介護	人数	1,754	1,895	2,083	2,249	2,430	2,615
	介護予防訪問入浴介護	回数	20	21	31	31	31	31
	介護予防訪問看護	回数	639	691	722	787	855	926
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,016	1,279	1,567	1,868	2,240	2,668
	介護予防居宅療養管理指導	人数	90	104	123	138	154	173
	介護予防通所介護	人数	1,987	2,259	2,643	2,994	3,393	3,829
	介護予防通所リハビリテーション	人数	651	744	818	895	983	1,077
	介護予防短期入所生活介護	日数	1,006	1,100	1,167	1,246	1,314	1,386
	介護予防短期入所療養介護	日数	41	49	62	62	62	74
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	49	51	49	49	49	49
	介護予防福祉用具貸与	人数	1,229	1,595	2,042	2,540	3,159	3,911
	特定介護予防福祉用具販売	人数	71	82	101	118	137	163
	介護予防住宅改修	人数	82	96	135	161	192	228
	介護予防支援	人数	4,472	5,019	5,679	6,293	6,977	7,699
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	56	34	66	71	71	75
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	47	44	57	69	75	81
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	1	1	3	4	4	4

9. 介護保険施設などの基盤整備

■特別養護老人ホーム（広域型）

【新 設】※ 以下の区域に100人定員の施設を1箇所ずつ整備。

平成24年度：東区、秋葉区、西区

平成25年度：北区、南区、西蒲区

平成26年度：江南区

【増 床】

平成24年度～平成26年度：整備済み施設を対象に計60人分

■特別養護老人ホーム（地域密着型）

【新 設】※ 以下の日常生活圏域に29人定員の施設を1箇所ずつ整備。

平成24年度：（中央区）関屋・白新圏域、（西蒲区）巻東・巻西圏域

平成25年度：（東区）山の下・藤見・下山圏域、（秋葉区）新津第一・新津第二圏域

平成26年度：（中央区）宮浦・東新潟圏域

■介護老人保健施設

【新 設】※ 以下の区域に100人定員の施設を1箇所整備。

平成26年度：市内一円

■グループホーム

【新 設】※ 以下の日常生活圏域に9人定員の事業所を1箇所ずつ整備。

平成24年度：（東区）石山・東石山圏域、（南区）味方・月潟圏域、

（西区）内野・赤塚・中野小屋圏域

平成25年度：（北区）葛塚・木崎・早通圏域、（秋葉区）小合・金津・小須戸圏域、

（南区）白南・白根第一圏域

平成26年度：（中央区）宮浦・東新潟圏域、（中央区）関屋・白新圏域、

（中央区）寄居・二葉・舟栄圏域

■小規模多機能型居宅介護サービス（複合型サービスを含む）提供事業所

【新 設】※ 以下の日常生活圏域に25人定員の事業所を1箇所ずつ整備。

※ 平成24年度の関屋・白新圏域は複合型サービスでの公募を行い、他の整備についても複合型サービスでの整備を可とする。

平成24年度：（東区）東新潟・大形・木戸圏域、（中央区）関屋・白新圏域、

（中央区）寄居・二葉・舟栄圏域、（中央区）宮浦・東新潟圏域、

（西区）坂井輪・五十嵐圏域

平成25年度：（北区）葛塚・木崎・早通圏域、（東区）石山・東石山圏域、

（西区）小新・小針圏域、（西区）黒崎圏域、

（西区）内野・赤塚・中野小屋圏域

平成26年度：（中央区）関屋・白新圏域、（中央区）寄居・二葉・舟栄圏域、

（中央区）宮浦・東新潟圏域、（南区）白南・白根第一圏域、

（西区）坂井輪・五十嵐圏域

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供事業所の整備年度及び整備圏域

【新 設】※ 以下の区域に事業所を1箇所整備。

平成24年度～平成26年度：市内一円

10. 介護保険事業の円滑な実施に向けて

(1) 介護サービスの情報提供の取り組み

介護サービスなどの利用にあたっては、利用する方みずからが介護サービス事業者と利用契約を締結するなど、介護サービス利用者の主体性が求められることから、介護サービス利用者がより適切に、より効率的に介護サービス事業者を選択できるよう、介護保険制度のしくみや市内の介護事業者情報などを気軽に入手できる「介護保険サービスガイド」を作成・配布します。併せて、市ホームページを活用し、市内の介護サービス事業者情報その他介護保険に関する様々な情報を発信することで、市民の情報入手の利便性を高める取り組みを行います。

(2) 介護保険制度の普及・啓発

「市報にいがた」や新聞折込みチラシ、パンフレットなどの媒体を活用し、介護サービスの利用主体となる高齢者やそのご家族も含め、市民に広く介護保険制度の周知を行います。また、「市政さわやかトーク宅配便」による出前講座を実施し、身近な地域で介護保険制度の理念やしぐみを説明しながら、その普及・啓発に取り組みます。

(3) 介護サービスの質の確保・向上

高齢者の尊厳が保持され、介護サービスが適正に提供されるためには、介護サービスの質の確保・向上が不可欠なことから、介護サービス事業者への指導監査体制を強化し、不適正なサービス提供の是正や給付適正化を図りながら、質の高いサービスの提供を目指します。

また、介護サービスに対する苦情や相談などについては、利用者と介護サービス事業者の当事者間での解決が難しい場合、市・区役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、国民健康保険団体連合会などで対応を行っています。今後も個人情報の保護に十分配慮しながら、可能な限り問題の解決に努めるとともに、事例研究を進め介護サービスの質の確保・向上に役立てます。

(4) 介護人材の確保・定着

高齢化が進み介護サービス利用の増加が見込まれる中、さらなる介護人材の確保や質の高い介護職員の育成が求められることから、多様化する介護・福祉ニーズに対応できる介護人材の育成・定着を目指し、専門的な介護技術を習得できる研修などを開催するほか、「介護職員等キャリアアップ支援事業」を実施し、人材育成に積極的に取り組む法人を支援します。

(5) 介護相談員の派遣

介護サービス利用者の相談に応じる介護相談員を介護サービス事業所へ派遣し、利用者の不満や不安などの解消を図っています。今後も介護サービス事業所への派遣を行い、介護サービスに対する利用者の声に積極的に耳を傾けながら、介護サービスの質の向上に努めます。

11. 介護保険事業費と第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業に要する費用の見込み

介護サービスや地域支援事業における利用量、介護報酬の改定などを踏まえ計算した第5期計画期間における事業費の見込みは、次のとおりです。介護・予防サービス等給付費は、年に30億円前後の増加が続くものと見込まれます。

(単位：千円)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
介護・予防サービス等給付費 計	52,627,164	55,571,095	57,659,727	61,033,363	64,404,506	67,089,630
(再掲) 居宅サービス分	23,508,513	25,537,847	26,767,187	28,189,817	28,755,946	29,773,544
(再掲) 地域密着型サービス分	2,842,019	3,324,054	4,482,801	5,454,754	6,012,700	6,528,249
(再掲) 施設サービス分	23,079,481	23,068,740	22,730,771	23,575,961	25,406,205	26,348,082
(再掲) 高額介護サービス費等分	3,197,152	3,640,455	3,678,969	3,812,833	4,229,656	4,439,756
地域支援事業費 計	887,809	920,910	739,662	918,214	1,088,264	1,132,018
財政安定化基金償還金	283,334	283,333	283,333	764,668	764,666	764,666
介護保険事業費 合計	53,798,306	56,775,337	58,682,722	62,716,245	66,257,436	68,986,314

※ H22までは決算額、H23以降は推計額。

※ 1,000円未満の端数処理により、各費用の計と再掲額の合算額は一致しない。

(2) 第1号被保険者の介護保険料

介護保険事業に要する費用見込みを基に算出した第5期計画期間における本市の第1号被保険者の介護保険料は、基準月額で5,950円となり、第4期計画期間における基準月額と比較して1,250円、伸び率は26.6%となります。

保険料段階については旧第3段階の細分化を行い、一定の要件に当てはまる方については、負担割合を0.7から0.65に引き下げる新たな段階を設定します。

なお、所得の低い方に対するさらなる負担軽減の観点から、市が独自に実施している低所得者軽減の見直しを行います。

段階	対象者要件	負担割合	保険料年額	月額換算
第1段階	生活保護を受給している方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	0.4	28,600円	2,383円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.4	28,600円	2,383円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.65	46,500円	3,875円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	0.7	50,000円	4,166円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.93	66,500円	5,541円
第6段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	1	71,400円	5,950円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.2	85,700円	7,141円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.3	92,900円	7,741円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の方	1.4	100,000円	8,333円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満の方	1.7	121,400円	10,116円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.8	128,600円	10,716円
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.9	135,700円	11,308円



やさしさつなぎ
広がる笑顔
新潟市

**新潟市高齢者保健福祉計画
介護保険事業計画**
(平成24年度～平成26年度)
〔概要版〕

平成24年3月 発行

発行：新潟市

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

編集：新潟市福祉部

高齢者支援課 TEL：025-226-1290 FAX：025-222-5531

E-mail：koreisha@city.niigata.lg.jp

介護保険課 TEL：025-226-1261 FAX：025-224-5531

E-mail：kaigo@city.niigata.lg.jp